

自動販売機設置にかかる仕様書

- 1 設置場所及び設置面積
募集要項の別紙 1 参照

- 2 貸付期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（更新なし）

- 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

- (1) 大きさ及びデザイン

- ① 大きさ

募集要項の「別紙 1」に記載されている自動販売機の上限值（幅・奥行）以内とすること。なお、高さは全て 2.0m 以内とすること。

- ② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

ただし、屋外に設置する自動販売機及びカップ式自動販売機は、周辺環境に配慮したデザインとする。なお、詳細については、群馬県高崎土木事務所と協議の上、決定する。

- (2) 環境対策

- ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

- ② 低 G W P 冷媒機

地球温暖化係数（G W P）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、この限りでない。

- (3) 安全対策

- ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

- ② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

- ③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機構工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努

めるものとする。

④ 危険防止

ビン商品は、割れたビンの破片により、公園利用者がケガをするおそれがあるため県立観音山ファミリーパーク内での販売を認めない。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、1 箇所
に複数台設置する箇所については落札者間で協議のうえ設置方法及び使用済み容器
の回収方法を決定する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れる
など、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は
紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるもの
とし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成 7 年法律第 112 号)など、関係法令に基づいて適切に処
理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の
補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品
質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほ
か、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類及びビン商品を除く。

(2) 価格 標準販売価格(定価)以下とする。

5 自動販売機設置料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく検査に合格し
たものに限る。)により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事

務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

メーターを設置しない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 電気使用料 自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可取扱要領の規定を準用して計算した額とする。
- (2) 水道使用料 飲料の販売実績に基づき、別途定める算定式により計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県高崎土木事務所の指示に従うものとする。
- (3) 電気料等は県立観音山ファミリーパーク指定管理者である特定非営利活動法人KFP友の会（以下「指定管理者」という。）に支払う。支払い方法等は指定管理者と協議する。

9 設置場所の返還

自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県高崎土木事務所の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

群馬県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 群馬県の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 自動販売機の移転

群馬県又は指定管理者が公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置場所の移転が必要としたときは、設置事業者は自動販売機を公園内の別の場所に移転又は撤去するものとする。

なお、自動販売機を移転する場合の設置場所等については、群馬県及び指定管理者と協議する。

13 売上実績の報告

設置者は、月ごとの売上本数を、毎年4月10日までに当該年度の状況を指定管理者に報告する。

14 その他

- (1) 県立観音山ファミリーパークの供用日、供用時間に関しては、群馬県立公園条例施行規則を参照のこと。
- (2) 周辺設備改築、災害等、公園管理を行う上で必要な閉園措置、設置箇所周辺の立ち入り制限、停電及び電力会社による計画停電に伴う売上げの減少等について、群馬県はその責を負わない。
- (3) 新硬貨・新紙幣が発行される場合は、速やかに使用可能な状態に改修すること。